

# 日本と韓国における美容師とまつ毛エクステンションの法規制等の比較

	美容師		まつ毛エクステンション	
	日本	韓国	日本	韓国
法規制	美容師法	公衆衛生管理法(美容業) 【3種類:一般美容師、皮膚美容師、総合美容師】	美容師法	公衆衛生管理法(美容業)
「美容」の定義	パーマ、ウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること	顧客の顔、頭、皮膚などを手入れして顧客の外観を美しくする		
「美容」の範囲	通常、首から上	身体の部位による区別なし		
衛生管理の責任者	管理美容師 (免許取得後3年以上美容の業務に従事し、かつ講習会の課程を修了した者)	営業者(毎年3時間の衛生教育を受講)		
資格取得	美容師養成施設2年以上 (通信課程3年以上) + 美容師試験(筆記+実技)	高校 短大 大学 } 卒業(国家試験なし) アカデミー(通常6ヶ月~1年) 国家試験	美容師資格 (民間団体により資格試験等により施術が行われている)	美容師資格
教育時間	2010時間以上	時間は規定されていないが、通常、短大は1100時間、大学は2200時間	24年度より美容師養成施設で使用する教科書に収載された	一般美容師又は皮膚美容師が施術
人数	(22年度衛生行政報告例より) 457,116 注:1)	約559千人(国家資格取得者) 【一般美容師:約459,000 皮膚美容師:約100,000】	不明	不明
店舗	(22年度衛生行政報告例より) 223,286 注:1)	93,909か所(2011年統計庁資料) 【一般78,154、皮膚11,276、ネイル等3,669】	不明	不明
危害情報の収集提供の仕組み	独立行政法人国民生活センター等	韓国消費者院	独立行政法人国民生活センター等	韓国消費者院
団体	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	大韓美容師会、韓国皮膚美容師会	まつ毛エクステンションの施術者の加入する団体がある	団体あり
昨今の問題等	エステ等の新しいビジネスへの対応	ネイル国家資格新設、美容機器制度導入	・消費者への情報提供 ・安全なサービスのあり方について	

注:1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

# まつ毛エクステンション等の美容業周縁サービスに関する大韓民国調査

(日程)平成24年3月7日～10日

(訪問先)

- 保健福祉部 保健医療政策室 口腔・家族健康課長
- 韓国消費者院長、副院長、対外協力室国際協力チーム長、消費者安全局食医薬安全チーム長
- まつ毛エクステンションを行っているサロン、団体 等

(調査のまとめ)

\*まつ毛エクステンションは美容師が行う施術である。(日本と同様)

\*保健福祉部によれば、施術は美容師により実施されているとの説明がある一方、無資格者による施術について、行政機関による実態把握、監視・指導に係る情報は把握されていない。

\*つけまつ毛(まつ毛エクステンション用を含む)及びその接着剤の安全要件、試験方法及び表示事項等を規定している安全基準認証の制度がある。

(日本では、まつ毛エクステンション用接着剤には、JIS規格、業界自主基準等が存在せず、美容師にこれら規格品の使用を義務づけることができない。)

(注)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、つけまつ毛の接着剤に含まれるホルムアルデヒド(規制値:75ppm以下)を規制している。同法の規制対象は、業務用に使われることから主たる目的であることが明らかである製品を除き、日常生活において使用消費するあらゆる製品。)

※関係のサロン、団体によれば、認証を受けていない強力な(落ちにくい)接着剤を利用者から要請されて使用し、事故に至った事例があるとのこと。

\*まつ毛エクステンションに関する健康被害の相談件数が2010年以降4件であり、日本と比べて少ない。(日本では、まつ毛エクステンションの危害等に関する消費生活相談は、387件\*1\*2である。)

- \*1「まつ毛エクステンションの危害」(平成22年2月17日国民生活センター公表)に基づきPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)情報を検索したもの(2004年度以降受付、2012年4月26日までの登録分)。
- \*2PIO-NET情報は相談者の申し出情報に基づいており、事実関係が必ずしも確認されたものではありません。